



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

212	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課).....	1
213	県営土地改良事業計画の決定	(農業農村整備課).....	3
214	保安林の指定解除予定の通知	(森林整備課).....	4
215	保安林の指定の解除予定に係る通知の相手方の所在の不明	( " ).....	4
216	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	( " ).....	4
217	公共測量の実施	(技術調査課).....	5
218	〃	( " ).....	5
219	道路の区域変更	(道路保全課).....	5
220	道路の供用開始	( " ).....	6
221	道路の区域変更	( " ).....	6
222	道路の供用開始	( " ).....	6
223	道路の区域変更	( " ).....	7
224	道路の供用開始	( " ).....	7
225	道路の位置の指定	(都市政策課).....	7
226	〃	( " ).....	8

## 告 示

### 和歌山県告示第212号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項及び第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和5年2月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
セントラルシティ和歌山  
和歌山県和歌山市小雑賀805番1外
- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣  
和歌山県和歌山市中島185番地の3  
ゼビオホールディングス株式会社 代表取締役 諸橋友良  
福島県郡山市朝日三丁目7番35号

## 3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

藤久株式会社 代表取締役 堤智章

愛知県名古屋市名東区高社一丁目210番地

株式会社ライトオン 代表取締役 藤原祐介

茨城県つくば市小野崎260-1

株式会社ハニーズ 代表取締役 江尻義久

福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1

有限会社ティ・ハウス 代表取締役 志茂隆道

和歌山県和歌山市吉原1174番地

株式会社ライム 代表取締役 廣中敦

大阪府堺市西区鳳中町十丁5-4

株式会社メガネトップ 代表取締役 富澤昌宏

静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6

株式会社エービーシー・マート 代表取締役 野口実

東京都渋谷区神南一丁目11番5号

株式会社ストライプインターナショナル 代表取締役 立花隆央

岡山県岡山市北区幸町2番8号

株式会社アルカスインターナショナル 代表取締役 内山誠一

兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1

ゼビオ株式会社 代表取締役 加藤智治

福島県郡山市朝日三丁目7番35号

株式会社キャンドゥ 代表取締役 城戸一弥

東京都新宿区北新宿二丁目21番1号

モバイル・メディア・リンク株式会社 代表取締役 西崎輝行

和歌山県和歌山市向220番地の1

(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

藤久株式会社 代表取締役 筒井和宏

愛知県名古屋市名東区高社一丁目210番地

株式会社ライトオン 代表取締役 藤原祐介

茨城県つくば市小野崎260-1

株式会社ハニーズ 代表取締役 江尻英介

福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1

有限会社ティ・ハウス 代表取締役 志茂隆道

和歌山県和歌山市吉原1174番地

株式会社ライム 代表取締役 廣中敦

大阪府堺市西区鳳中町十丁5-4

株式会社メガネトップ 代表取締役 富澤昌宏

静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6

株式会社エービーシー・マート 代表取締役 野口実

東京都渋谷区神南一丁目11番5号

株式会社ストライプインターナショナル 代表取締役 立花隆央

岡山県岡山市北区幸町2番8号

株式会社アルカスインターナショナル 代表取締役 内山誠一

兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1

ゼビオ株式会社 代表取締役 諸橋友良

福島県郡山市朝日三丁目7番35号

株式会社キャンドウ 代表取締役 城戸一弥

東京都新宿区北新宿二丁目21番1号

株式会社サイバーリンクス 代表取締役 村上恒夫

和歌山県和歌山市紀三井寺849番地の3

(2) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 敷地東側・北側・南側（平面駐車場）、オークワ棟屋上（屋上駐車場）

収容台数 907台

(変更後) 位置 敷地東側・北側・南側（平面駐車場）、オークワ棟屋上（屋上駐車場）

収容台数 592台

(3) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 オークワ棟東側（駐輪場①）・北側（駐輪場②）、ゼビオ棟東側（駐輪場③）

収容台数 238台

(変更後) 位置 オークワ棟東側（駐輪場①）・北側（駐輪場②）、ゼビオ棟東側（駐輪場③）、

ドコモ棟東側（駐輪場④）

収容台数 86台

4 変更年月日

(1) 令和4年12月1日他

(2) 及び (3) 令和5年9月28日

5 変更理由

(1) 小売業者の代表者変更及び吸収合併のため

(2) 屋上駐車場の一部への太陽光パネル設置計画及び駐車場の実需要による収容台数の配分の見直しのため

(3) 駐輪場の実需要による収容台数の配分の見直しのため

6 届出年月日

令和5年1月27日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和5年2月14日から同年6月14日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

---

和歌山県告示第213号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営中山間総合整備事業佐井地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以

内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和5年2月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和5年2月15日から同年3月15日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、日高振興局農林水産振興部農地課及び日高川町農業振興課

---

**和歌山県告示第214号**

農林水産大臣から次のように保安林の指定の解除をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により、告示する。

令和5年2月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 解除予定保安林の所在場所 新宮市相賀字冷丸1139の4（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

**和歌山県告示第215号**

令和5年和歌山県告示第28号（以下「告示第28号」という。）で告示した保安林の指定の解除予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和5年2月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 所在が不分明である通知の相手方

北林きよゑ

北林常松

2 解除予定保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び解除の理由

告示第28号のとおり

---

**和歌山県告示第216号**

令和4年和歌山県告示第1436号（以下「告示第1436号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和5年2月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 所在が不明である通知の相手方  
栗原一代
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件  
告示第1436号のとおり

**和歌山県告示第217号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき農林水産省近畿農政局和歌山平野農地防災事業所長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和5年2月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 作業の種類 公共測量（現地測量、路線測量）
- 2 作業期間 令和5年2月1日から令和5年3月21日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市出島及び松島地先

**和歌山県告示第218号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山県知事から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和5年2月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 作業の種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業期間 令和5年2月6日から令和5年5月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市本渡外地内

**和歌山県告示第219号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年2月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 311号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
新宮市熊野川町嶋津字湯ノ口向井316番1地内	旧	8.00 ） 12.36	37.90	

同上	新	8.34 ） 16.98	38.70	
----	---	--------------------	-------	--

**和歌山県告示第220号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年2月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 一般国道

路線名 311号

供用開始の区間 新宮市熊野川町嶋津字湯ノ口向井316番1地内

供用開始の期日 令和5年2月14日

**和歌山県告示第221号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年2月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 道路の種類 県道

2 路線名 和歌山野上線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
和歌山市南畑字池ノ内237番3地 先から同市南畑字戸ノ谷1073番 1地先まで	旧	4.07 ） 5.62	156.18	
同上	新	4.98 ） 24.54	156.18	

**和歌山県告示第222号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年2月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 和歌山野上線

供用開始の区間 和歌山市南畑字池ノ内237番3地先から同市南畑字戸ノ谷1073番1地先まで  
 供用開始の期日 令和5年2月14日

**和歌山県告示第223号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年2月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上初湯川皆瀬線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡日高川町大字愛川字北林715番1地先から同町大字愛川字坂本348番6地先まで	旧	5.50 } 8.10	82.20	
同上	新	10.70 } 13.50	82.00	

**和歌山県告示第224号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年2月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 上初湯川皆瀬線

供用開始の区間 日高郡日高川町大字愛川字北林715番1地先から同町大字愛川字坂本348番6地先まで

供用開始の期日 令和5年2月14日

**和歌山県告示第225号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和5年2月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3616	紀の川市西大井字南前12番11の一部	和歌山市中之島1518番地中之島801ビル5階 ヤマイチ・ユニハイムエステート株式会社 代表取締役 山田茂	令和 5.1.26	6.00	58.43

## 和歌山県告示第226号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和5年2月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3629	紀の川市下井阪字三ツ塚466番2の一部、里道	紀の川市中井阪209番地の5 タニガワ住宅株式会社 代表取締役 谷川義治	令和 5. 1. 26	6. 00	88. 55